



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	法と情報空間：近代日本における法情報の構築と変容〔論文内容及び審査の要旨〕
Author(s)	郭，薇
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第11182号
Issue Date	2014-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/55421
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	Guo_Wei_review.pdf, 「審査の要旨」



学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称 博士（法学） 氏 名 郭 薇

審査担当者	主 査	教 授	尾 崎 一 郎
	副 査	教 授	鈴 木 賢
	副 査	准 教 授	緑 大 輔

法と情報空間—近代日本における法情報の構築と変容

本論文は、専門家・非専門家を問わず社会の成員間に成立する法に関わる（言語）コミュニケーションを、法情報の伝達による公共空間（法的言説空間）の形成と捉え、近代の日本社会において法情報がいかに伝達され公共空間を構築してきたかを分析するものである。

まず序章では、公共空間における法情報の位置付けを理解するための理論枠組みを検討する。すなわち、もっぱら法律（法学）情報へのアクセス技術を問題にするいわゆる「法情報学」的なアプローチを離れ、司法中心の「法的空間」（田中成明）を立法過程をも包摂する形で拡張した法的コミュニケーション空間の構成要素として法情報を定位し、ミードのシンボリック相互作用論やエーデルマンらの法の象徴機能論、さらには川島武宜らの法意識論の法情報論としての射程を確認した上で、専門家・メディア・市民の言説の相関（ないしギャップ）・相互変容に注目する必要を説く。それらアクターが法情報をどのように取得、理解、発信しているか、そこではどのような「編集」が介在しているか、アクター間にどのような齟齬が生じているか、それは各アクターによる法的統合の把握やセルフ・アイデンティフィケーションとどのように関わっているかに注目して分析することで、社会において法システムないし法学が占める位置が明らかになり、法的空間の質的解明が可能になる。

続く第一部では、メディア主導の法情報の構築を具体的に分析する。まず、第一章で、法情報が自律的な専門家層により発信される専門性の高い情報であるために社会との齟齬を原理的にはらむこと、日本の場合さらに外国の法情報への参照を重んじる専門家の特性が当該齟齬を際立たせること、その一方で、専門家による知的啓蒙という文脈での法専門職の言説・情報発信が広く行われてきたこと、日本の法学者自身が法言説と社会の一般的な言説の間の鋭い緊張関係と連動性に自覚的であったこと、を明らかにする。次いで第二章では、新聞（朝日新聞）における刑事訴訟改正に関連する報道の1880年から現在に至る変遷を記事データベースを駆使して分析する。多様な公論の形成に資する法情報の発信として、報道の形式（頻度、文体など）と内容（法改正に関する立場、主題設定など）に注目して分析し、法改正の経過と条文の内容を政治的主題のもとに中立的かつ簡潔に紹介するタイプの記事が中心だった戦前の報道が、戦後から現在に至るまでに、法改正に関する賛否の旗幟を鮮明にしつつ社会的文脈にも配慮して立法前後の社会変動に係留させた持続的な報道へと変貌してきたことを明らかにする。第三章では、法律雑誌（『法律時報』）の創刊から現在に至る編集方針の変遷を辿る。1929年に末弘厳太郎によって創刊された法律時報が、柔軟な文体で時事的テーマについて語りかけることで一般人の読者層を獲得し啓蒙していくことに早々に挫折し、法学者、実務家、法律学習者といった固定読者層に向けた専門的論説やデータや知識の提供の色彩を強めていったこと、その傾向は戦後も研究会活動や専門書出版と連動しながら維持されていること、1950-70年代の刑法改正問題を積極的に取り扱った時期には専門家としての批判的姿勢を鮮明にするだけでなく専門家のネットワークをベースにした論説

等によって法改正の動きに影響を及ぼそうとさえ企図されていたこと、が実証される。

第二部では、ユーザー主導の法情報として、「世論」が立法過程において占める位置に注目する。まず第四章では、ハーバーマスの理論をふまえつつ、公共圏において多様な言説が交錯し法変動をもたらす民主的な過程としての立法過程において、価値判断を伴った「リアリティ」ある「事実」として社会の構成員が言説化し発信する「法情報」としての「世論」に注目する必要を説く。これを承け、第五章では、感情立法とも評される 2010 年の公訴時効制度改正を素材として、マスメディアにより増幅された一般市民の感情的、感覚的（非法学的）な「世論」が、重要な法情報として法制審議会（刑事法（公訴時効関係）部会）での審議過程において参照され、委員の社会理解と審議とに影響を与えたことが審議録の言説分析により実証される。関連して第六章では、審議会でも検討対象になった足立区女性教員殺害事件を取り上げ、法技術的な工夫による具体的救済の形を取りつつ司法もまた被害者感情や社会感情を重視する「世論」に応答したことを指摘する。第七章では、公訴時効制度改正をめぐって、マスメディアが犯罪被害者に情緒的に寄り添い社会の処罰感情を強化するような形の「報道」を繰り返して「世論」の形成に加担したこと、他方でソーシャル・ネットワーキング・サービス（Twitter）やブログなど個人が発信する上では法学者などの専門家が被疑者の人権なども考慮した専門的情報の提示、拡散といった現象も見られ、オルタナティブな世論の構築があったことが示される。

最後に、結論では、近代日本の法情報に関して、政治過程と法律専門家の言説を中心とする発信者主導の「普及型」モデルから日常生活に即した一般人（ユーザー）主導の「議論型」モデルへの構造転換が発生していること、その結果専門家の言説の相対化（と技術化）が見られること、活字以外の音声・映像メディアの活用が進んでいること、専門家の言説の相対化の結果、立法過程において法的議論と非法的（社会的）議論の適切な分化と協働が進まず、逆にメディア間ないしアクター間の相互に異質の法情報がコンフリクトを起こしかねなくなっていること、が指摘される。

以上の内容を持つ本論文は、外国語である日本語で 130 年余りに渡る新聞記事や審議会議事録を分析したり法律雑誌編集者へのインタビューを行ったりした成果であり、著者の研究者としての意欲と力量を窺わせる。先行研究や関連研究への目配りも十分である。また、情報に着目して公共圏としての法的空間を再構成するという理論枠組みも学際的发展性のあるものである。他方で、著者のありあまる知的好奇心が逆に災いして、社会心理学、シンボリック相互作用論、情報社会学、エスノメソドロジー、メディア論など雑多な研究がやや未消化なまま参照、援用されているために散漫な印象を与える箇所があることが否めないほか、データによる仮説検証の精密さにやや粗い面があることも指摘されたが、これらは公表時までには修正が可能である。ないものねだりではあるが日本社会のマクロな変動と本論文の知見とをどう関係づけるかも、今後の研究課題として残されている。

以上をふまえ、博士号授与にふさわしいものと審査委員全員一致で判断した。